

ディスクロージャーポリシー

序文

当社は、社会的責任や公共的使命の重要性を十分に認識し、高い自己規律に基づく健全な業務運営を通じて、社会からの揺るぎない信頼の確立を図るため、会社情報の適切な開示により、企業経営の透明性の確保に努めます。

開示姿勢

会社法、銀行法、金融商品取引法その他の法令および諸規則等(当社の有価証券を上場している金融商品取引所が定める会社情報の適時開示等に関する規則を含む)を遵守することにとどまらず、お客様、株主、投資家の皆様が当グループを理解するために有用と思われる会社情報について、適時性、正確性、公平性を基本要件として、積極的な開示に努め、透明性の高い経営を目指します。

なお、関係者の権利を侵害することになる個人情報および顧客情報などの開示は行いません。

開示方法

会社情報の開示にあたっては、インターネット、各種刊行物など、様々なツールを積極的に活用することで、お客様、株主、投資家の別、国内外の別にかかわらず、可能な限り広く、適時、正確かつ公平に行います。

各種の開示資料においては当グループの経営方針や業績、財務内容などの要点をわかりやすく表現するように努め、決算説明会などを通じてそれらの要点を説明します。

体制整備

当社は、本ディスクロージャーポリシーに則った当グループの情報開示を行うために、情報開示委員会の設置を始めとする社内体制の整備・充実に努めます。

■ 三井住友トラスト 会計ホットライン

当社および三井住友信託銀行をはじめとするグループ会社における、会計、会計に係る内部統制、監査事項についての不正または不適切な処理に関する情報(ただし、いずれも日本国内の行為に関する情報に限る)についての通報窓口を以下の通り設置しています。通報は、郵便または電子メールで受け付けています。

通報窓口

【郵便】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号丸の内三井ビル
シティユウワ法律事務所内「三井住友トラスト会計ホットライン」宛

【電子メール】

sumitrust-hotline@city-yuwa.com

- 対象となる通報内容は、当社および三井住友信託銀行をはじめとするグループ会社における、会計、会計に係る内部統制、監査事項についての不正または不適切な処理に関する情報です。
- 匿名での通報も受け付けますが、可能な限り、お名前・ご連絡先を開示してください。
- 通報内容が抽象的・不明確な場合等には、調査に限界が生じる場合がございますので、通報内容は、可能な限り具体的かつ詳細に記述願います。
- 通報者に関する情報については、通報者ご本人の同意をいただいている場合や法令等に基づく場合を除き、当グループ以外の第三者に開示しません。

■ 指定紛争解決機関

三井住友信託銀行は、お客さまとの間に生じた苦情・紛争の取り扱いに関しまして、以下の機関と契約を締結しています。

一般社団法人全国銀行協会^{※1} 連絡先: 全国銀行協会相談室 電話番号: 0570-017109 または03-5252-3772

一般社団法人信託協会^{※2} 連絡先: 信託相談所 電話番号: 0120-817-335 または03-6206-3988

※1 一般社団法人全国銀行協会は銀行法および農林中央金庫法上の指定紛争解決機関です。

※2 一般社団法人信託協会は信託業法および金融機関の信託業務の兼営等に関する法律上の指定紛争解決機関です。